

平成 31 年度

指定障害福祉サービス事業者自己点検表・指導調書

【指定就労継続支援 A 型】

事業所名	夢工房石垣
所在市町村名	石垣市

※ 記載上の注意

各チェックポイントについて、貴事業所における事業所指定日以降の状況を、いずれか該当する「適・否」に○を記してください。  
また、特に補足することがある場合は、「指導結果」欄以外の余白に記載してください。

(指定就労継続支援 A 型)

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
第 1 基本方針	<p>(1)事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援A型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援A型を提供しているか。</p> <p>(2)事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援A型の提供に努めているか。</p> <p>(3)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4)指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら障害者自立支援法施行規則第6条の10第1号に規定する者（雇用契約に基づく就労が可能である利用者）を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>第43条 平25沖縄県条例29第3条第1項</p> <p>平25沖縄県条例29第3条第2項</p> <p>平25沖縄県条例29第3条第3項</p> <p>平25沖縄県条例29第173条 平18厚労令19第6条の10第1号</p>	<p>・概況説明 ※定款、寄付行為等 ※運営規程 ・パンフレット等</p>	<p>○ 適・否</p> <p>○ 適・否</p> <p>○ 適・否</p> <p>○ 適・否</p>	
第 2 人員に関する基準		法 第 43 条 第 1			

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
1 指定就労継続支援A型事業所の従業者の員数	指定就労継続支援A型事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	項 平25沖縄県条例29第174条第1項	・従業者に関する名簿 ・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員員数が分かる職員名簿 ・利用者の数が分かる書類	○ 適 否	
(1) 職業指導員及び生活支援員	① 職業指導員及び生活支援員の総数は事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。	平25沖縄県規則58第49条第1項第1号ア		○ 適 否	
	② 職業指導員の数は、事業所ごとに、1以上となっているか。	平25沖縄県規則58第49条第1項第1号イ		○ 適 否	
	③ 生活支援員の数は、事業所ごとに、1以上となっているか。	平25沖縄県規則58第49条第1項第1号ウ		○ 適 否	
	④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。	平25沖縄県規則58第49条第4項		○ 適 否	
(2) サービス管理責任者	① 事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平25沖縄県規則58第49条第1項第2号		○ 適 否	
	② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。	平25沖縄県規則58第49条第5項		○ 適 否	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
(3) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。	平25沖縄県規則58第49条第2項		○ 否	
(4) 職務の専従	事業所の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平25沖縄県規則58第49条第3項		○ 否	
2 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	平25沖縄県条例29第175条準用(第52条)		○ 否	
3 従たる事業所を設置する場合の特例	指定就労継続支援A型事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平25沖縄県条例29第175条準用(第81条)		適・否 設置していない	
第3設備に関する基準 1 認定指定就労継続支援A型事業所の設備	(1) 事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。  (2) 訓練・作業室 ① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えてい	法第43条第2項 平25沖縄県条例29第176条第1項  平25沖縄県条例29第176条第2項 平25沖縄県規	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 ・届出・変更届 ・運営規程	○ 否    ○ 否	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
	るか。	則58第50条第1項第1号			
	(3) 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	平25沖縄県規則58第50条第1項第2号		○ 適 否	
	(4) 洗面所は、利用者の特性に応じたものであるか。	平25沖縄県規則58第50条第1項第3号		○ 適 否	
	(5) 便所は、利用者の特性に応じたものであるか。	平25沖縄県規則58第50条第1項第4号		○ 適 否	
	(6) 訓練・作業室は指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。	平25沖縄県条例29第176条第2項		適・否 設けている	
	(7) 相談室及び多目的室その他必要な設備は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。	平25沖縄県条例29第176条第3項		○ 適 否	
	(8) これらの設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平25沖縄県条例29第176条第4項		○ 適 否	
	(経過措置) 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的	平25沖縄県条例29附則第11条		適・否 該当しない	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
<p>第4 運営に関する基準 1 内容及び手続き の説明及び同意</p>	<p>な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。)において、指定就労継続支援A型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p> <p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、支給決定障害者が指定就労継続支援A型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援A型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>法第43条第2項 平25沖縄県条例29第185条準用 (第10条第1項)</p>	<p>※運営規程 ・説明文書 ・利用者申込書 ・同意に関する記録</p>	<p>○ 適 ・ 否</p>	
<p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 事業者は、指定就労継続支援A型を提供するときは、当該指定就労継続支援A型の内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 事業者は指定就労継続支援A型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>	<p>平25沖縄県条例29第185条準用(第10条第2項)</p>	<p>・ 運営規程</p>	<p>○ 適 ・ 否</p>	
		<p>平25沖縄県条例29第185条準用(第11条第1項)</p>	<p>・ 市町村への提出書類</p>	<p>○ 適 ・ 否</p>	
		<p>平25沖縄県条例29第185条準用(第11条第2項)</p>		<p>○ 適 ・ 否</p>	
		<p>平25沖縄県条例29第185条準用(第11条第3項)</p>		<p>○ 適 ・ 否</p>	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
	(4) 事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第11条 第4項)		○ 否	
3 提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由がなく指定就労継続支援A型の提供を拒んでいないか。	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第12条)	・ 利用申込受付簿 ・ 障害の程度に分かる資料	○ 否	
4 連絡調整に対する協力	事業者は、指定就労継続支援A型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第13条)	・ 調整等の記録が分かる資料	○ 否	
5 サービス提供困難時の対応	事業者は、指定就労継続支援A型事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援A型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第14条)	・ サービス提供依頼書	○ 否	
6 受給資格の確認	事業者は、指定就労継続支援A型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第15条)	・ サービス提供票 ・ 受給者証の写し	○ 否	
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定に通常	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第16条第1項)	・ 利用者に関する記録 ・ サービス担当者会議録 ・ 家族等との面接記録	○ 否	
		平25沖縄県条			

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
8 心身の状況等の把握	<p>要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>例 29 第 185 条 準用（第16条第2項）</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第17条）</p>	<p>・利用者に関する記録</p>	<p>○ 否</p> <p>○ 否</p>	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 事業者は、指定就労継続支援A型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、指定就労継続支援A型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第18条第1項）</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第18条第2項）</p>	<p>・指定障害福祉サービス事業者との会議書類</p> <p>・情報提供に関する記録</p> <p>・指導に関する記録</p>	<p>○ 否</p> <p>○ 否</p>	
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 事業者は、指定就労継続支援A型を提供した際は、当該指定就労継続支援A型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援A型の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定就労継続支援A型を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第20条第1項）</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第20条第2項）</p>	<p>・サービス提供票</p> <p>・個別支援計画書</p> <p>・利用者に関する記録</p>	<p>○ 否</p> <p>○ 否</p>	
11 指定就労継続支援A型事業者が支給決定障害者	<p>(1) 事業者が指定就労継続支援A型を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第21条</p>		<p>○ 否</p>	



主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>第1項)</p> <p>平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第21条 第2項)</p>		<p>前例はなし</p> <p>前例はなし</p>	
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 事業者は、指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p>	<p>平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第146条 第1項)</p> <p>平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第146条 第2項)</p> <p>平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第146条 第3項)</p> <p>平25沖縄県規則58 第34条第1項 平 18 厚 労 告 545二のイ 平18政令10第17条第1項第</p>	<p>・ サービス提供票 ・ 領収書控え</p>	<p>Ⓐ 否 直接支払いはなし。事業者負担している。</p> <p>Ⓐ 否 代理受領のみ</p> <p>適・否 前例なし</p>	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
<p>13 利用者負担額に係る管理</p>	<p>② 日用品費</p> <p>③ ①及び②のほか、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該事業者が提供する指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知</p>	<p>2～4号</p> <p>平25沖縄県条例29第185条準用（第146条第4項）</p> <p>平25沖縄県条例29第185条準用（第146条第5項）</p> <p>平25沖縄県条例29第185条準用（第23条）</p>	<p>・ 説明文書</p> <p>・ 利用申込書</p> <p>・ 同意書</p> <p>・ 上限額管理に関する書類</p>	<p>適・否 前例なし</p> <p>適・否 前例なし</p> <p>適 否</p> <p>適・否</p>	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>しているか。</p> <p>(1) 事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援A型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援A型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>平25沖縄県条例第185条準用(第24条第1項)</p> <p>平25沖縄県条例第185条準用(第24条第2項)</p>	<p>・利用者への通知文書</p> <p>・サービス提供証明書</p>	<p>○ 否</p> <p>○ 否</p>	
15 指定就労継続支援A型の取扱方針	<p>(1) 事業者は、就労継続支援A型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援A型の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 事業所の従業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 事業者は、その提供する指定就労継続支援A型の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平25沖縄県条例第185条準用(第59条第1項)</p> <p>平25沖縄県条例第185条準用(第59条第2項)</p> <p>平25沖縄県条例第185条準用(第59条第3項)</p>	<p>・個別支援計画書</p> <p>・支援記録</p> <p>・サービス提供記録</p> <p>・利用者に関する記録</p>	<p>○ 否</p> <p>○ 否</p> <p>○ 否</p>	
16 就労継続支援A型計画の作成等	<p>(1) 事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援A型に係る個別支援計画(就労継続支援A型計画)の作成に関する業務を担当させている</p>	<p>平25沖縄県条例第185条準用(第60条)</p>	<p>・個別支援計画書</p>	<p>○ 否</p>	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
	<p>か。</p> <p>(2) サービス管理責任者は就労継続支援A型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援A型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援A型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援A型計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該事業所が提供する指定就労継続支援A型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援A型計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成に係る会議を開催し、就労継続支援A型計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の</p>	<p>第1項)</p> <p>平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用（第 60 条 第2項）</p> <p>平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用（第 60 条 第3項）</p> <p>平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用（第 60 条 第4項）</p> <p>平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用（第 60 条 第5項）</p> <p>平25沖縄県条</p>		<p>○ 適 ・ 否</p> <p>○ 適 ・ 否</p> <p>○ 適 ・ 否</p> <p>○ 適 ・ 否</p> <p>○ 適 ・ 否</p>	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果	
17 サービス管理責任者の責務	原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	例 29 第 185 条 準用（第 60 条 第 6 項）				
	(7) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画を作成した際には、当該就労継続支援A型計画を利用者に交付しているか。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 60 条 第 7 項）			○ 否	
	(8) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成後、就労継続支援A型計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援A型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援A型支援計画の変更を行っているか。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 60 条 第 8 項）			○ 否	
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 60 条 第 9 項） 平 25 沖 縄 県 規 則 58 第 11 条			○ 否	
	(10) 就労継続支援A型計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 60 条 第 10 項）			○ 否	
	サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等によ	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 61 条） 平 25 沖 縄 県 規			○ 否	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
18 相談及び援助	<p>り、その者の心身の状況、当該指定就労継続支援A型事業所以外における指定障害者福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p> <p>事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>則58第12条</p> <p>平25沖縄県条例第29第185条準用(第62条)</p>	<p>・ 運営規程</p> <p>・ 利用者に関する文書</p> <p>・ 相談簿等</p>	<p>○ 適 否</p>	
19 訓練	<p>(1) 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	<p>平25沖縄県条例第29第185条準用(第147条第1項)</p> <p>平25沖縄県条例第29第185条準用(第147条第2項)</p> <p>平25沖縄県条例第29第185条準用(第147条第3項)</p> <p>平25沖縄県条例第29第185条準用(第147条第4項)</p>	<p>・ 利用者に関する記録</p> <p>・ 勤務表</p>	<p>○ 適 否</p> <p>○ 適 否</p> <p>○ 適 否</p> <p>○ 適 否</p>	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
20 実施主体	(1) 事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者となっているか。	平25沖縄県条例 29 第 177 条 第1項		○ 否	
	(2) 事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者となっているか。	平25沖縄県条例 29 第 177 条 第2項		○ 否	
21 雇用契約の締結等	(1) 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しているか。	平25沖縄県条例 29 第 178 条 第1項		○ 否	
	(2) (1)の規定にかかわらず、事業者(多機能型により指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することのできる省令第6条の10第2号に規定する者(雇用契約を締結していない利用者)に対して、指定就労継続支援A型を提供しているか。	平25沖縄県条例 29 第 178 条 第2項		適・否 雇用契約無し はない。	
22 就労	(1) 事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並び製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。	平25沖縄県条例 29 第 179 条 第1項		○ 否	
	(2) 事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。	平25沖縄県条例 29 第 179 条 第2項		○ 否	
23 賃金及び工賃	(1) 事業者は、21の(1)の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めているか。	平25沖縄県条例 29 第 180 条 第1項	・ 工賃支払簿 ・ 工賃に関する利用者への通知及び県への報告書類	○ 否	
	(2) 事業者は、21の(2)の規定による利用者(雇用契	平25沖縄県条		適・否	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
24 実習の実施	<p>約を締結していない利用者) に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(3) 事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、(2)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>(4) (2)の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額(工賃の平均額)は、3,000円を下回っていないか。</p> <p>(1) 事業者は、利用者が就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、(1)の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	<p>例 29 第 180 条 第 2 項</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 180 条 第 3 項</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 180 条 第 4 項</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 181 条 第 1 項</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 181 条 第 2 項</p>	<p>・ 利用者に関する記録</p>	<p>雇用契約無し はいない。</p> <p>適・否 雇用契約無し はいない。</p> <p>適・否 雇用契約無し はいない。</p> <p>○ 適・否</p> <p>○ 適・否</p>	
25 求職活動の支援等の実施	<p>(1) 事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 182 条 第 1 項</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 182 条 第 2 項</p>	<p>・ 利用者に関する記録</p>	<p>○ 適・否</p> <p>○ 適・否</p>	
26 職場への定着の	<p>事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条</p>	<p>・ 利用者に関する記録</p>	<p>○ 適・否</p>	



主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
ための支援等の実施	障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	例29第183条			
27 利用者及び従業者以外の者の雇用	事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用していないか。 ① 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数 ② 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 ③ 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数	平25沖縄県条例29第184条		○ 適 否	
28 食事	(1) 事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。  (2) 事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。  (3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。  (4) 事業者は、食事の提供を行う場合であって、事業	平25沖縄県条例29第185条準用(第88条第1項)  平25沖縄県条例29第185条準用(第88条第2項)  平25沖縄県条例29第185条準用(第88条第3項)  平25沖縄県条	・ 献立表 ・ 嗜好に関する調査 ・ 残食(菜)の記録 ・ 業務委託の場合契約書 ・ 検食に関する記録	適・否 食事提供なし  適・否 食事提供なし  適・否 食事提供なし  適・否	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
29 緊急時等の対応	<p>所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p> <p>従業者は、現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>例 29 第 185 条 準用（第 88 条 第 4 項）</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 29 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急マニュアル</li> <li>・ 利用者に関する記録</li> <li>・ 医師との契約書等</li> </ul>	<p>食事提供なし</p> <p>○ 否</p>	
30 健康管理	<p>事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 89 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者に関する記録</li> </ul>	<p>○ 否</p>	
31 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>事業者は、指定就労継続支援A型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定就労継続支援A型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 90 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村への通知文書</li> </ul>	<p>適・否 前例なし</p>	
32 管理者の責務	<p>(1) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第11章の規定（基本方針、人員、設備、運営基準等）を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 68 条 第 1 項）</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用（第 68 条 第 2 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織図・組織規程等</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 職員分担表</li> <li>・ 業務日誌等</li> </ul>	<p>○ 否</p> <p>○ 否</p>	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
33 運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 利用定員</li> <li>⑤ 指定就労継続支援A型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>⑥ 通常の事業の実施地域</li> <li>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</li> <li>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑫ その他運営に関する重要事項</li> </ol>	平25沖縄県条例第29第185条準用(第91条)	・ 運営規程	○ 適 否	
34 勤務体制の確保等	<p>(1) 事業者は、利用者に対し、適切な指定就労継続支援A型を提供できるよう、指定就労継続支援A型事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、当該指定就労継続支援A型事業所の従業者によって指定就労継続支援A型を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。)</p> <p>(3) 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	平25沖縄県条例第29第185条準用(第70条第1項)	・ 就業規則 ・ 運営規程 ・ 雇用契約 ・ 勤務表	○ 適 否	
		平25沖縄県条例第29第185条準用(第70条第2項)		○ 適 否	
		平25沖縄県条例第29第185条準用(第70条第3項)		○ 適 否	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
35 定員の遵守	事業者は、利用定員を超えて指定就労継続支援A型の提供を行っていないか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	平25沖縄県条例29第185条準用(第71条)	・利用者名簿 ・運営規程	○ 適・否	
36 非常災害対策	(1) 事業者は、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他指定就労移行支援事業所の立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。  (2) 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平25沖縄県条例29第185条準用(第72条第1項)  平25沖縄県条例29第185条準用(第72条第2項)	・消防計画 ・訓練記録 ・消防署の検査記録	○ 適・否  ○ 適・否	
37 衛生管理等	(1) 事業者は、利用者の使用する施設及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  (2) 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	平25沖縄県条例29第185条準用(第92条第1項)  平25沖縄県条例29第185条準用(第92条第2項)	・受水槽清掃記録 ・定期消毒の記録 ・衛生マニュアル  ・食中毒防止等の研修記録等	○ 適・否  ○ 適・否	
38 協力医療機関	事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	平25沖縄県条例29第185条準用(第93条)	・医師との契約書等	○ 適・否	
39 掲示	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の	平25沖縄県条例	・掲示場所確認	○ 適・否	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
40 秘密保持等	概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	例 29 第 185 条 準用(第94条)		○ 適・否	
	(1) 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用(第 37 条 第 1 項)		○ 適・否	
	(2) 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用(第 37 条 第 2 項)	・ 就業時の取り決め等の 記録	○ 適・否	
41 情報の提供等	(3) 事業者は、他の指定就労継続支援A型事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供 する際は、あらかじめ文書により当該利用者又は その家族の同意を得ているか。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用(第 37 条 第 3 項)	・ 利用者(家族)の同意 に関する文書	○ 適・否	
	(1) 事業者は、指定就労継続支援A型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労継続支援A型事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用(第 38 条 第 1 項)	・ 情報提供に関する書類	○ 適・否	
	(2) 事業者は、当該指定就労継続支援A型事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽 又は誇大なものとなっていないか。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用(第 38 条 第 2 項)	・ 広告・ポスター ・パンフレット ・運営規程 ・掲示物	○ 適・否	
	(3) 事業者は、指定居宅介護等を利用しようとする者について、その障害の特性に応じて情報を提供 できる体制を整備するよう努めているか。	平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準用(第 38 条 第 3 項)		適・否 利用者なし	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
42 利益供与等の禁止	<p>(1) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援A型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平25沖縄県条例29第185条準用(第39条第1項)</p> <p>平25沖縄県条例29第185条準用(第39条第2項)</p>		<p>○ 否</p> <p>○ 否</p>	
43 苦情解決	<p>(1) 事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援A型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平25沖縄県条例29第185条準用(第40条第1項)</p> <p>平25沖縄県条例29第185条準用(第40条第2項)</p> <p>平25沖縄県条例29第185条準用(第40条第3項)</p>	<p>・ 苦情に関する記録</p> <p>・ 苦情体制</p> <p>・ 掲示</p> <p>・ 指導等の記録</p>	<p>○ 否</p> <p>○ 否</p> <p>○ 否</p>	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
44 事故発生時の対応	(4) 事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定就労継続支援A型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用（第 40 条 第4項）		○ 適・否	
	(5) 事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用（第 40 条 第5項）		○ 適・否	
	(6) 事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用（第 40 条 第6項）		○ 適・否	
	(7) 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用（第 40 条 第7項）		○ 適・否	
	(1) 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、	平25沖縄県条例 29 第 185 条	・連絡マニュアル ・事故に関する記録	○ 適・否	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
	<p>市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援 A 型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>準用（第 41 条第 1 項）</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準 用（第 41 条 第 2 項）</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準 用（第 41 条 第 3 項）</p>		<p>○ 適 否</p> <p>適・否 前例なし(労災 はあり)</p>	
45 会計の区分	<p>事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援A型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準 用（第 42 条）</p>	<p>・ 会計関係書類</p>	<p>○ 適 否</p>	
46 身体拘束等の禁止	<p>(1) 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準 用（第 75 条 第 1 項）</p> <p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準 用（第 75 条 第 2 項）</p>	<p>・ 身体拘束に関する記録</p>	<p>○ 適 否</p> <p>適・否 前例なし</p>	
47 地域との連携等	<p>事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準 用（第 76 条）</p>	<p>・ 活動状況報告 ・ 地域交流に関する記録</p>	<p>○ 適 否</p>	
48 記録の整備	<p>(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p>	<p>平 25 沖 縄 県 条 例 29 第 185 条 準 用（第 77 条）</p>	<p>・ 従業者に関する名簿 ・ 履歴書 ・ 設備台帳</p>	<p>○ 適 否</p>	



主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
第5 多機能型に関する特例 1 従業者の員数等に関する特例	(2) 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援 A 型の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援 A 型を提供した日から5年間保存しているか。 ① 就労継続支援 A 型計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	第1項)  平25沖縄県条例 29 第 185 条 準用 (第 77 条 第2項) 平25沖縄県規則 58 第 13 条	・ 備品台帳 ・ 会計関係書類 ・ 各種保存記録	適・否	
	(1) 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする。	法第43条  平25沖縄県条例 29 第 202 条 第1項 平25沖縄県規則 58 第 59 条 第 1 項	・ 職員勤務表 ・ 常勤、非常勤職員員数 が分かる職員名簿	適・否 多機能型ではない	
	(2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定	平25沖縄県条	・ 従業者養成研修了証明	適・否	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
	<p>医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として、一体的に事業を行うものを除く。以下この項目について同じ。）は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに定める数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が60以下 1以上 ② 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>例29 第202条第2項 平25沖縄県規則58第59条第2項</p>	<p>書 ・ 職員履歴書 ・ 登録証（写）</p>	<p>多機能型ではない</p>	
2 設備の特例	<p>多機能型事業所については、サービス提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p>	<p>平25沖縄県条例29 第203条</p>	<p>・ 事業所の平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 机、椅子、電話、手指洗淨設備等</p>	<p>適・否 多機能型ではない</p>	
第6 変更の届出等	<p>指定就労継続支援A型事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第46条第1項 施行規則第34条の23</p>	<p>・ 運営規程 ・ 指定申請及び変更届（写し）</p>	<p>○ 適・否</p>	
第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	<p>(1) 指定就労継続支援A型に要する費用の額は、平成</p>	<p>法第29条第3項 平18厚労告</p>	<p>・ 請求書</p>	<p>○ 適・否</p>	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指 導 結 果
2 就労継続支援A型サービス費	<p>18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定就労継続支援A型に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援A型に要した費用の額となっているか。)</p>	523の一 平 18 厚 労 告 539 法 第 29 条 第 3 項			
	(2) (1)の規定により、指定就労継続支援A型に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 18 厚 労 告 523の二		○適・否	
	(1) 就労継続支援A型サービス費については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定就労継続支援A型等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平 18 厚 労 告 523別表第14 の1の注1		○適・否	
	<p>(2) 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚 労 告 523別表第14 の1の注2		○適・否	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
3 視 覚 ・ 聴 覚 言 語 障 害 者 支 援 体 制 加 算	<p>(3) 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)については、(2)以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に            応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。            ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 1 の 注 3		適・否 非該当	
	<p>(4) 就労継続支援A型サービス費の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合（ただし、③又は④については、平成24年10月1日以降に限る。）に、それぞれ①から④までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。            ①利用者の数が基準を超過する場合又は従業者の員数が満たされていない場合 100分の70            ②指定就労継続支援A型等の提供に当たって、就労継続支援A型計画等が作成されていない場合 100分の95            ③週20時間未満の利用者（「短時間利用者」）が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 100分の90            ④短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分の75</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 1 の 注 4		○適・否	
	<p>(5) 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労継続支援A型サービス費を算定していないか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 1 の 注 5		○適・否	
	<p>視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 2 の 注		適 ○否	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
4 就労移行支援体制加算	<p>者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業員を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 4 の 注		適・否	
5 初期加算	<p>指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 4 の 注		適・否	
6 訪問支援特別加算	<p>指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、第2の1の指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 5 の 注		適・否	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
7 利用者負担上限額管理加算	<p>用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>指定就労継続支援A型事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 6 の 注		適 <input checked="" type="radio"/> 否	
8 食事提供体制加算	<p>低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 7 の 注		適 <input checked="" type="radio"/> 否	
9 福祉専門職員配置等加算	<p>(1)福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、基準により置くべき職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2)福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 8 の 注		適 <input checked="" type="radio"/> 否	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
10 欠 席 時 対 応 加 算	<p>1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型事業等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援A型事業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 9 の 注	相談援助の内容等を記録した書類	○ 適 ・ 否	
11 医 療 連 携 体 制 加 算	<p>(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 10 の 注 1  平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 10 の 注 2		○ 適 ・ 否  ○ 適 ・ 否	

主 眼 事 項	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	自 己 点 検 結 果	指 導 結 果
12 施設外就労加算	<p>度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>				
	<p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 10 の 注 3</p>		<p>適 (否)</p>	
12 施設外就労加算	<p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)又は医療連携体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 10 の 注 4</p>		<p>適 (否)</p>	
	<p>指定就労継続支援A型事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 11 の 注</p>		<p>適 (否)</p>	
13 重度者支援体制加算	<p>(1) 重度者支援体制加算(Ⅰ)については、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 12 の 注 1</p>		<p>適 (否)</p>	
	<p>(2) 重度者支援体制加算(Ⅱ)については、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14</p>		<p>適 (否)</p>	



主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
14 送迎加算	<p>において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	の12の注2			
	<p>(3) 重度者支援体制加算(Ⅲ)については、特定旧法指定施設か移行した指定就労継続支援A型事業所等が指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の5以上であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、平成27年3月31日までの間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の12の注3		適・ <input checked="" type="radio"/> 否	
	<p>(4) (1)から(3)までのいずれかの加算を算定している場合にあつては、(1)から(3)までの他の加算は算定していないか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の12の注4		適・ <input checked="" type="radio"/> 否	
15 障害福祉サービスの体験利用加算	<p>別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の13の注		<input checked="" type="radio"/> 適・否	
	<p>指定障害支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従事者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の14の注		適・ <input checked="" type="radio"/> 否	

主 眼 事 項	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	根拠法令	確 認 書 類 等	自己点検結果	指導結果
<p>16 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。            ①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合            ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から15までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数            ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ①により算定した単位数の100分の90に相当する単位数            ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ①により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 15 の 注</p>		<p>適・否</p>	
<p>17 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続A型等を行った場合に、2から15までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 14 の 16 の 注</p>		<p>適・否</p>	